

立正大学における障害学生支援に関する対応指針

平成29年4月1日

1. 目的

この指針（以下「対応指針」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第8条および「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）」に即して、立正大学の教職員等（非常勤、アルバイトを含む。以下「教職員等」という。）が障害を理由とする差別解消の推進において適切な対応を図り、修学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

立正大学は、その建学の精神の下、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、全ての教職員等が障害を理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障害のある学生（以下「障害学生」という）が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることとする。

3. 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における活動全般に参加する者すべてとする。

(2) 社会的障壁

社会的障壁とは、障害者基本法第2条第2号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 不当な差別的取り扱い

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否する、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいい、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は含まない。

(4) 合理的配慮

合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

- (1) 教職員等は、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- (2) 不当な差別的取扱いについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育、研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとする。
- (3) 教職員等は、不当な差別的取扱いではないと判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

5. 合理的配慮とその提供

- (1) 教職員等は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供に努めるものとする。
- (2) 教職員等は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者とその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めるものとする。
- (3) 教職員等は、合理的配慮を的確に行うため、キャンパスのバリアフリー化、修学支援に必要な人的資源の確保、情報アクセスビリティの向上等の環境整備を推進し、事前的改善措置に努めるとともに、障害の状態や環境等の変化に応じ、適宜、その見直しを行うことに努めなければならない。
- (4) 合理的配慮の提供にかかる過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、以下の各号について検討しなければならない。
 - イ. 当該配慮によって、教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ロ. 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ハ. 費用・負担の程度

ニ. 本学の規模、財政・財務状況等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとする。
- (5) 教職員等は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

6. 障害を理由とする差別の解消に関する推進体制と監督者の責務

- (1) 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制と監督者の責務は、以下のとおりとする。
- (2) 学長は、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。学長は、障害者差別に関する問題が生じた場合、必要に応じて「障害者差別事案解決委員会」を設置し、迅速かつ適切に対処するよう努める。
- (3) 学生担当副学長は、学長を補佐するとともに、教職員等に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。障害者差別の解消を推進するため、「障害学生支援協議会」を設置し、障害学生に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、必要に応じて合理的配慮の提供がなされるよう努める。なお、「障害学生支援協議会」に関する事項については、別に定める。

- (4) 学部長・研究科長、その他部局長は、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害学生支援担当者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 障害学生支援担当者は、学部長・研究科長、その他部局長を補佐するとともに、注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。障害学生支援担当者は、①日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、教職員等の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせる、②障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること、③合理的配慮の必要性が確認された場合、教職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導することに努め、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、学部長・研究科長、その他部局長に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

7. 相談体制の整備

(1) 相談窓口

障害学生及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じるため、学生生活課ならびに障害学生支援室が主たる相談窓口として、下記の関係部局等と連携して対応する。

- ① 学生カウンセリングルーム
- ② 保健室
- ③ 所属学部・研究科事務室
- ④ 入試課
- ⑤ 学事課
- ⑥ キャリアサポートセンター
- ⑦ 国際交流センター
- ⑧ 図書館

相談窓口では、必要に応じて、相談に対応する教職員等の確保・充実に努めるものとする。合理的配慮の提供にかかわる手続きは、別途「障害学生支援マニュアル」に定める。

- (2) 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決については、学生生活課が所管する。

8. 情報公開

立正大学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮にかかわる情報等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

9. 教職員等への研修・啓発

本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員等に対し、次のとおり研修・啓発を行うものとする。

- (1) 教職員等に対し、障害学生を理解し適切に支援するために必要なマニュアル等を整備する。
- (2) 教職員等に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進に関して、基本的な事項と求められる責務・役割についての研修・啓発を行う。
- (3) 教職員等が、障害学生に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供を怠った場合、該当教職員等に対し、必要な研修を含む、適切な対応をとる。

10. 対応指針の見直し

本学では、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらすとともに、実施に伴う負担を軽減し得ることを鑑み、必要に応じて対応指針を見直し、適時、充実を図るものとする。この際には、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。また、法の見直し時に併せ、本対応指針も見直すものとする。なお、この指針の改廃は、全学協議会の議を経て、学長がこれを決定する。

附 則

この対応指針は、平成29年4月1日から施行する。